

投票日当日の投票所

市内の投票所は73カ所あります。それぞれの投票所の場所は投票所入場整理券に記載されていますので、ご確認のうえ、お越しください。

～すべての有権者の方々に安心して投票していただくために～

投票にあたってお手伝いが必要な場合は、投票所の係員にお申し出ください

◆ 視覚に障がいがある方

- 点字投票を行うことができます。また、点字器や老眼鏡、拡大鏡のほか、投票用紙の記入枠を型取った補助具等のご用意がありますので、必要な方は投票所の係員にお申し出ください。

◆ ご自分で記入することが困難な方

- 投票所の係員が代筆する、代理投票制度を利用できます。代理投票を希望される方は投票所の係員にお申し出ください。
※付き添いのご家族の方等が代筆することはできません。

◆ その他

- 投票所において、お手伝いが必要な方が投票所の係員に口頭で伝えることが難しい場合は、事前にホームページから投票支援カードをダウンロードし、ご記入のうえ、投票時の係員にお渡しください。
- 言葉でのコミュニケーションに支障がある方は、投票所にコミュニケーションボードをご用意しています。

不在者投票

投票日当日の投票および期日前投票ができない場合、一定の要件を満たす方は、不在者投票ができます。利用には事前の手続きが必要です。

★郵便による不在者投票

表の要件に該当する方は、「郵便等投票証明書」の交付を受けると、自宅などで投票用紙に記載し、郵便により投票ができます。なお、新規の証明書交付には数日かかりますので、ご希望の方は選挙管理委員会へお早めにお問い合わせください。

自宅等で郵便による不在者投票のできる方

身体障がい者手帳	障がいの程度
両下肢・体幹・移動機能の障がい	1級もしくは2級
心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	1級もしくは3級
免疫・肝臓の障がい	1級～3級

介護保険被保険者証	区分
要介護区分	要介護5

※この制度では投票は自署する必要がありますが、身体障がい者手帳の上肢・視覚の障がいが1級の方は『代理記載制度』を利用できます。

《郵便等投票証明書をすでにお持ちの方へ》

選挙管理委員会から事前に「投票用紙交付請求書」を送付します。2月4日(水)〈必着〉までに郵便等投票証明書を添えて、選挙管理委員会へ請求してください。

★市外に長期滞在中である場合の不在者投票

長期出張・旅行中や、出産・介護により一時的に実家に戻っているなどの理由で、市外に滞在していて本市で投票できない方は、滞在先の市区町村で不在者投票ができます。あらかじめ市ホームページ等から印刷・入手した請求書を郵送いただくか、電子申請(マイナンバーカードを利用した公的個人認証が必要です)にて、藤沢市選挙管理委員会に投票用紙等を請求してください。後日、投票用紙等の書類を郵送しますので、滞在先の市区町村の選挙管理委員会が指定する場所で投票してください。

※投票用紙等の送り先が遠方の場合は郵送に日数がかかりますので、お早めにご請求ください。

★指定病院等に入院・入所中である場合の不在者投票

都道府県の選挙管理委員会の指定を受けた病院や老人ホームなどの施設に入院・入所している方は、その施設内で不在者投票ができます。指定を受けているかの確認については、施設の管理者か選挙管理委員会へお問い合わせください。

選挙公報および審査公報

選挙公報および審査公報は次の方法でお届けします。

★新聞折込

新聞を購読している世帯に、新聞折込によりお届けします。

【折込日(予定)】…2月4日(水)

【折り込む新聞】

朝日新聞・神奈川新聞・産経新聞・東京新聞・
日本経済新聞・毎日新聞・読売新聞

★市内配架

各市民センターなどの市施設、市内の主要な駅、郵便局などで配架します。

★郵送

ご希望の方には、ご自宅等に郵送します。

申請方法等は市ホームページをご覧いただくか、選挙管理委員会へご連絡ください。

※音声版・点字版・拡大文字版でも配布いたします。ご希望の方は、神奈川県選挙管理委員会のホームページをご覧ください。

※選挙公報および審査公報は神奈川県選挙管理委員会のホームページにも掲載される予定です。

開票

開票は即日開票です。投票日当日、秋葉台文化体育館で午後9時15分から開始します。市内在住の有権者はどなたでも開票会場を参観できます。

選挙管理委員会のホームページをご覧ください。

選挙に関するさまざまなご案内や各種申請書・請求書のダウンロードサービスなどが利用できます。また、投開票速報をお知らせします。

藤沢市 選管

